



本商品は 2023 年 9 月 30 日をもって、新規の販売を停止しております。
記載の内容は、この資料が作成された 2023 年 4 月時点のもので、既にご契約いただいているお客さま専用の参考資料です。

ご検討・お申込みにあたっては、「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」のほか、「ご契約のしおり・約款」をあわせてご覧ください。

「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。必ずご一読の上、大切に保管してください。

当冊子の表記について	<ul style="list-style-type: none"> 「商品パンフレット」「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」では、「ご契約のしおり・約款」と一部異なる表記をしている場合があります。 当冊子に記載された取扱については、実際に取扱を行う時点におけるニッセイ・ウェルス生命所定の範囲内での取扱となり、将来変更される可能性があります。
生命保険募集人について	生命保険募集人は、お客さまとニッセイ・ウェルス生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対してニッセイ・ウェルス生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。なお、生命保険募集人の身分、権限などに関しまして確認をご希望の場合は、下記カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。
ご留意いただきたい事項	<ul style="list-style-type: none"> ●野村證券株式会社（募集代理店）では複数の保険会社の生命保険商品を取扱っています。ご要望がございましたら、募集代理店の販売資格を持った社員にお問い合わせください。 ●保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先によっては本商品をお申込みいただけない場合があります。 ●この保険はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。
お問い合わせについて	<p>ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター 商品内容に関するご質問、契約内容のご照会、各種変更のご請求に関するお問い合わせは、カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。</p> <p>☎ 0120-770-837 受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00 ※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。</p>

[引受保険会社]
ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
〒141-6023 東京都品川区大崎 2-1-1
www.nw-life.co.jp



この商品のスペシャルサイトを下記アドレスからご覧いただけます。
<https://www.nw-life.co.jp/special/index.html>

[募集代理店]
野村證券株式会社
取扱者（生命保険募集人）

ニッセイ・ウェルス 定額年金 〈外貨建・円積立型〉 外貨建個人年金保険



2023年4月

- 商品パンフレット
- 特に重要なお知らせ **契約締結前交付書面**
(契約概要・注意喚起情報)



●この商品は、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本割れすることがあります。
●為替相場の変動等により、損失が生じることがあります。
詳細は、「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」をご確認ください。

[引受保険会社]

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

[募集代理店]

野村證券株式会社

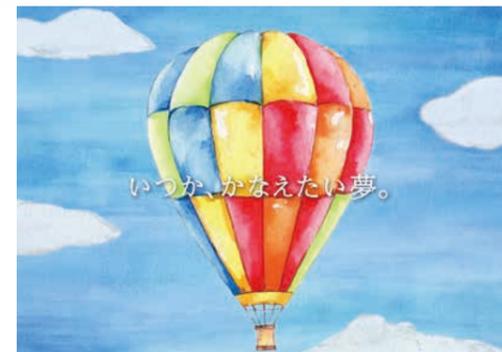
■ ご検討にあたってご確認ください事項

様々なリスクに備えるための保険には大きく分けて
公的保険と民間保険の2種類があります。
民間保険は公的保険を補完する面もあることから、
公的保険の保障内容を理解したうえで、
必要に応じた民間保険に加入することが重要です。

公的保険制度に
ついてはこちら



商品パンフレット



ニッセイ・ウェルス定額年金 スペシャルサイト
(外貨建・円積立型)
<https://www.nw-life.co.jp/special/index.html>

Special Movie
「あなたの夢を動かそう。」
公開中



わかりやすく、シンプルで、あんしんなくみ

指定通貨  米ドル  豪ドル

商品パンフレット

商品パンフレット

わかりやすい積立

- 保険料は毎回、**円で一定金額**を払込
- **月々2万円**から取扱可能
- クレジットカードや野村証券の口座からも払込可能

【イメージ図】

シンプルなくみ

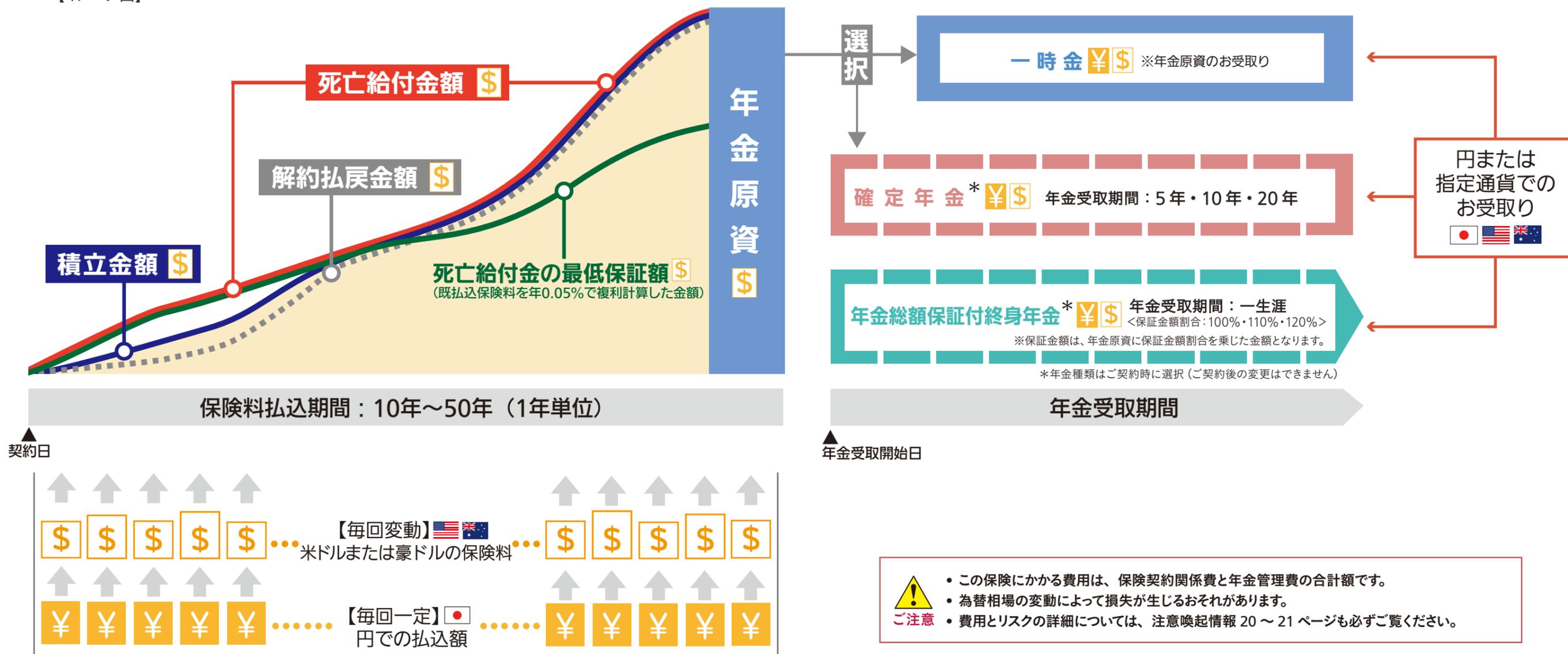
- 保険料は米ドルまたは豪ドル**外貨の金利**を活用して積立
- ご契約に適用される利率は、

※米ドル、豪ドルの金利は市場金利情勢によって、日本の金利より低くなる場合があります。

あんしんの受取り

- 受取方法は、一時金受取か年金受取を**選択可能**
- **円または外貨**で受取ることも可能

に換算し、
保険期間を通じて一定



ご注意

- この保険にかかる費用は、保険契約関係費と年金管理費の合計額です。
- 為替相場の変動によって損失が生じるおそれがあります。
- 費用とリスクの詳細については、注意喚起情報 20～21 ページも必ずご覧ください。

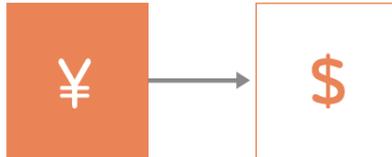
ご注意 指定通貨（米ドルまたは豪ドル）に換算された保険料は、所定の為替レートの変動に応じて、お払込みのたびに増減します。

お取扱いについて

何歳から加入できますか？	0歳 から 70歳 まで加入できます。
どれくらいの期間、保険料を払込めばいいのですか？	払込期間は、 最短10年 から 最長50年 。 払込満了年齢をご指定いただきます。ただし、85歳を超えない範囲となります。
予定利率は変動しますか？	契約時の予定利率が 固定 されます。

保険料について

いくらから、はじめられますか？	月払 2万円 (年払の場合は24万円)からはじめられます。			
	<p>高額割引</p> <p>保険料が次の基準額を満たす場合、保険契約関係費に高額割引が段階的に適用され、適用のないご契約より積立金額が増加します。</p> <table border="1"> <tr> <th>基準額：年払(月払)</th> </tr> <tr> <td>800,000円(67,000円)以上</td> </tr> <tr> <td>500,000円(42,000円)以上</td> </tr> </table> <p>※年1回払(毎月積立型)の場合は、月払保険料が基準となります。</p>	基準額：年払(月払)	800,000円(67,000円)以上	500,000円(42,000円)以上
	基準額：年払(月払)			
800,000円(67,000円)以上				
500,000円(42,000円)以上				
<p>生命保険料控除</p> <p>払込んだ保険料に応じて、一定の金額がその年の所得から差し引かれ、所得税や住民税の負担が軽減される制度です。</p> <p>以下の条件を全て満たしたご契約であれば「個人年金保険料控除」の対象となり、それ以外の場合は「一般の生命保険料控除」の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金受取人は契約者(保険料負担者)またはその配偶者のいずれかであること。 年金受取人は被保険者と同一人であること。 保険料払込期間が10年以上であること。 確定年金の場合、年金受取開始が60歳以降で、かつ年金受取期間が10年以上であること。 				

払込方法はどのようなものがありますか？	<p>【払込経路】 クレジットカード扱、送金扱(野村証券経由による送金)、口座振替扱の3種類から選択できます。</p> <p>【払込回数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>クレジットカード扱</th> <th>送金扱 (野村証券経由)</th> <th>口座振替扱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月払</td> <td>【円でのお払込み】 【指定通貨での積立】</td> <td>月1回 月1回</td> <td>○</td> <td>— ○</td> </tr> <tr> <td>年払</td> <td>【円でのお払込み】 【指定通貨での積立】</td> <td>年1回 年1回</td> <td>○</td> <td>○ ○</td> </tr> <tr> <td>年1回払 (毎月積立型)*</td> <td>【円でのお払込み】 【指定通貨での積立】</td> <td>年1回 月1回</td> <td>○</td> <td>○ ○</td> </tr> </tbody> </table> <p>*「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」に記載の「継続一括払」を読み替えています。</p> <p>ご利用いただけるクレジットカード</p> <p>以下のマークのある保険契約者様ご本人名義のクレジットカードとなります。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>くわしくは  巻末「クレジットカード払のご案内」をご覧ください。</p>			クレジットカード扱	送金扱 (野村証券経由)	口座振替扱	月払	【円でのお払込み】 【指定通貨での積立】	月1回 月1回	○	— ○	年払	【円でのお払込み】 【指定通貨での積立】	年1回 年1回	○	○ ○	年1回払 (毎月積立型)*	【円でのお払込み】 【指定通貨での積立】	年1回 月1回	○	○ ○
			クレジットカード扱	送金扱 (野村証券経由)	口座振替扱																
	月払	【円でのお払込み】 【指定通貨での積立】	月1回 月1回	○	— ○																
年払	【円でのお払込み】 【指定通貨での積立】	年1回 年1回	○	○ ○																	
年1回払 (毎月積立型)*	【円でのお払込み】 【指定通貨での積立】	年1回 月1回	○	○ ○																	
「年1回払(毎月積立型)」とはどのようなものですか？	<p>年に1回、12ヵ月分の月払保険料を一括で払込む方法です。</p> <p>お払込みいただいた金額をもとに、月に1回、1ヵ月分ずつ指定通貨建の月払保険料に換算して積立てます(積立てられる指定通貨建の金額は毎回変動します)。</p> <p>また、クレジットカード扱、送金扱(野村証券経由による送金)、口座振替扱のいずれの払込方法でもご利用いただけます。</p> <p>■「年払」と「年1回払(毎月積立型)」の違い</p> <p>【年払】 年に1回、円でお払込みいただけます。</p> <div style="text-align: center;">  <p>年に1回、指定通貨建の保険料に換算して積立てます。</p> </div> <p>【年1回払(毎月積立型)】 年に1回、円でお払込みいただけます。</p> <div style="text-align: center;">  <p>月に1回、指定通貨建の保険料に換算して積立てます。</p> </div> <p>※当図はイメージをあらわしたものです。</p>																				

「保険契約者代理特約⊕ご家族登録制度」「指定代理請求特約」について

ご契約時に付加できます。契約後はお客さまからのお申し出により中途付加・変更が可能です。特約を付加するにあたり、費用はかかりません。



契約内容を家族にも共有したいな
契約者が認知症になっても
かわりに解約の手続きが
できるのはいいわ

保険契約者代理特約
⊕
ご家族登録制度

■ 契約者は、あらかじめ指定された保険契約者代理人と契約内容を共有することができます。契約者が、契約に関するお手続きの意思表示が困難であると判断される場合などには、**契約者にかわり、保険契約者代理人が**所定の手続きを行うことができます。

※年金受取開始後は「契約者」を「年金受取人」と読み替えます。

保険契約者代理人の口座で受け取ることも可能です*。

*財産の帰属先はあくまでも契約者本人であることから、契約者に所得税・住民税が課税されます。

なお、保険契約者代理人の口座で受け取れる金額には制限があります。

■ 保険契約者代理人ができるお手続き例

○ 対象となるお手続き	✕ 対象外となるお手続き
<input type="checkbox"/> 保険証券再発行 <input type="checkbox"/> 住所変更 <input type="checkbox"/> 減額・解約 <input type="checkbox"/> 死亡給付金の請求 (契約者が死亡給付金受取人となる場合) 等	<input type="checkbox"/> 契約者・保険契約者代理人・死亡給付金受取人の変更 <input type="checkbox"/> 年金受取人・継続年金受取人・指定代理請求人の指定・変更 <input type="checkbox"/> 指定代理請求人が代理することができる手続き 等

※お手続きの内容によっては保険金等の受取人の同意等が必要となる場合があります (例：解約等の出金を伴うお手続き)。



入院中で意識のない被保険者の
かわりに年金の請求が
できるのは安心だね

指定代理請求特約

■ 被保険者が受取人となる年金について、被保険者が年金の請求を行う意思表示が困難であると判断される場合などには、**被保険者にかわり、あらかじめ指定された指定代理請求人が**年金の代理請求を行うことができます。

ただし、年金は指定代理請求人の口座ではお受け取りできません。

■ 契約形態により年金を代理請求できる人が異なります。

契約者	被保険者	年金受取人	代理請求できる人	受取口座
A	A	A	指定代理請求人	年金受取人の 口座のみ
A	B	B	指定代理請求人	
A	B	A	保険契約者代理人	

ご参考 各サービス概要

	いつでも	意思表示が困難な時は	
	契約内容の確認	契約に関する手続きの代理	保険金等の請求の代理
保険契約者代理特約 ⊕ご家族登録制度 契約者のかわり	○	○	○ 契約者が受取人となる場合 (死亡給付金)
指定代理請求特約 被保険者のかわり			○ 被保険者が受取人となる場合 (年金)

※意思能力の確認には、診断書等が必要となります。

▼ 保険契約者代理人と指定代理請求人は、以下の範囲内から**1名指定**いただきます。

※死亡給付金受取人や継続年金受取人と同一人とするをおすすめします。

保険契約者代理人 契約者と次の関係にある人 **指定代理請求人** 被保険者と次の関係にある人

- ①戸籍上の配偶者 ②直系血族 ③兄弟姉妹 ④同居または生計を一にしている3親等内の親族

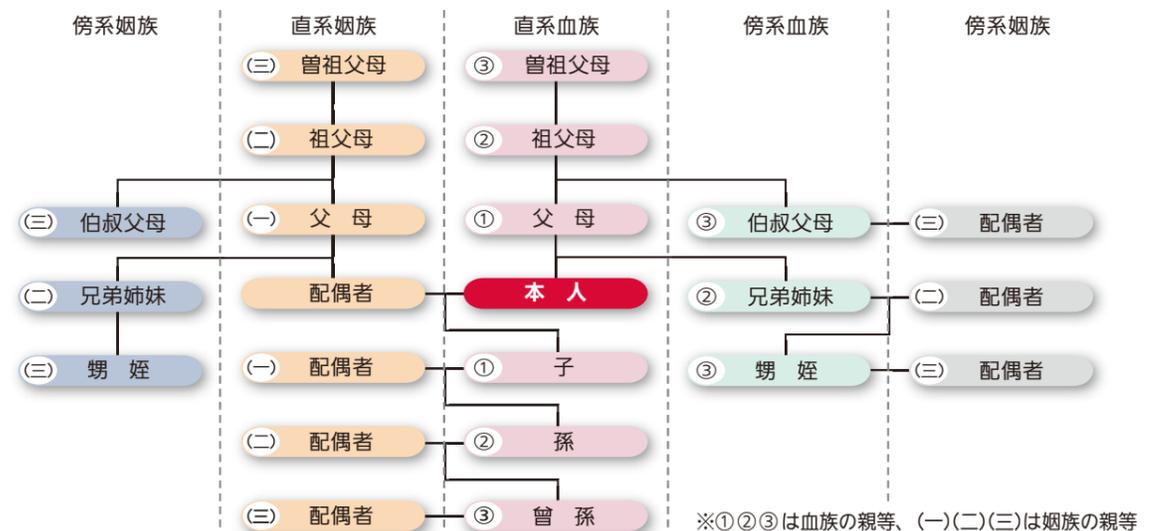
上記のほか、次の関係にある人で、ニッセイ・ウェルス生命が認めた人

- ⑤同居または生計を一にしている人 ⑥財産管理を行っている人
⑦死亡給付金受取人・継続年金受取人 ⑧その他⑤⑥⑦と同等の関係にある人

※契約者と年金受取人が異なる契約で年金受取開始している場合は、「契約者」を「年金受取人」に読み替えます。

※代理手続きを行う時点において、上記の範囲内である必要があります。

【親等図】 3親等内の親族については、以下親等図の範囲内となります。



ご注意

- 代理手続きを行うにはニッセイ・ウェルス生命の承諾を得る必要があります。その他各種お取扱いには制限があります。
- 特約についてくわしくは **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。
- 税務のお取扱いは2023年1月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

ニッセイ・ウェルス生命について



ニッセイ・ウェルス生命は、日本生命グループの一員です。

日本生命グループにおける金融機関窓販領域に特化した生命保険会社として、シニア富裕層マーケットを中心にお客様の多様なニーズにお応えする商品・サービスを提供しております。

■ 高品質の金融サービスを提供

当社では、主にシニアマーケットにフォーカスした商品開発に取り組み、金融機関等募集代理店を通じて保険商品を提供するとともに、お客様が年金や保険金等をお受け取りになるまで、丁寧なアフターフォローを行っています。

これからもお客様のニーズにきめ細かくお応えする商品・サービスの提供に努め、お客様から選ばれ続ける生命保険会社を目指してまいります。

■ 沿革

- 1907年 「横浜生命保険株式会社」として営業開始
- 1935年 社名を「板谷生命保険株式会社」と改称
- 1947年 新会社「平和生命保険株式会社」発足
- 2000年 社名を「エトナハイワ生命保険株式会社」と改称
- 2001年 社名を「マスマチュアル生命保険株式会社」と改称
- 2018年 日本生命保険相互会社との経営統合による新体制発足
- 2019年 社名を「ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社」と改称
- 2021年 日本生命保険相互会社の完全子会社化

特に重要なお知らせ (契約概要・注意喚起情報)



ご契約前に十分にお読みください。

この「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」は、保険業法第300条の2（準用金融商品取引法第37条の3第1項）に基づき、契約締結前にお客様への交付が義務づけられた「契約締結前交付書面」です。当商品の重要な事項について、「契約概要」と「注意喚起情報」に分類してご説明しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

この商品は、ニッセイ・ウェルス生命を引受保険会社とする生命保険です。

契約概要

この「契約概要」は、ご契約内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

この書面の表記について この「契約概要」では、「ご契約のしおり・約款」と一部異なる表記をしている場合があります。

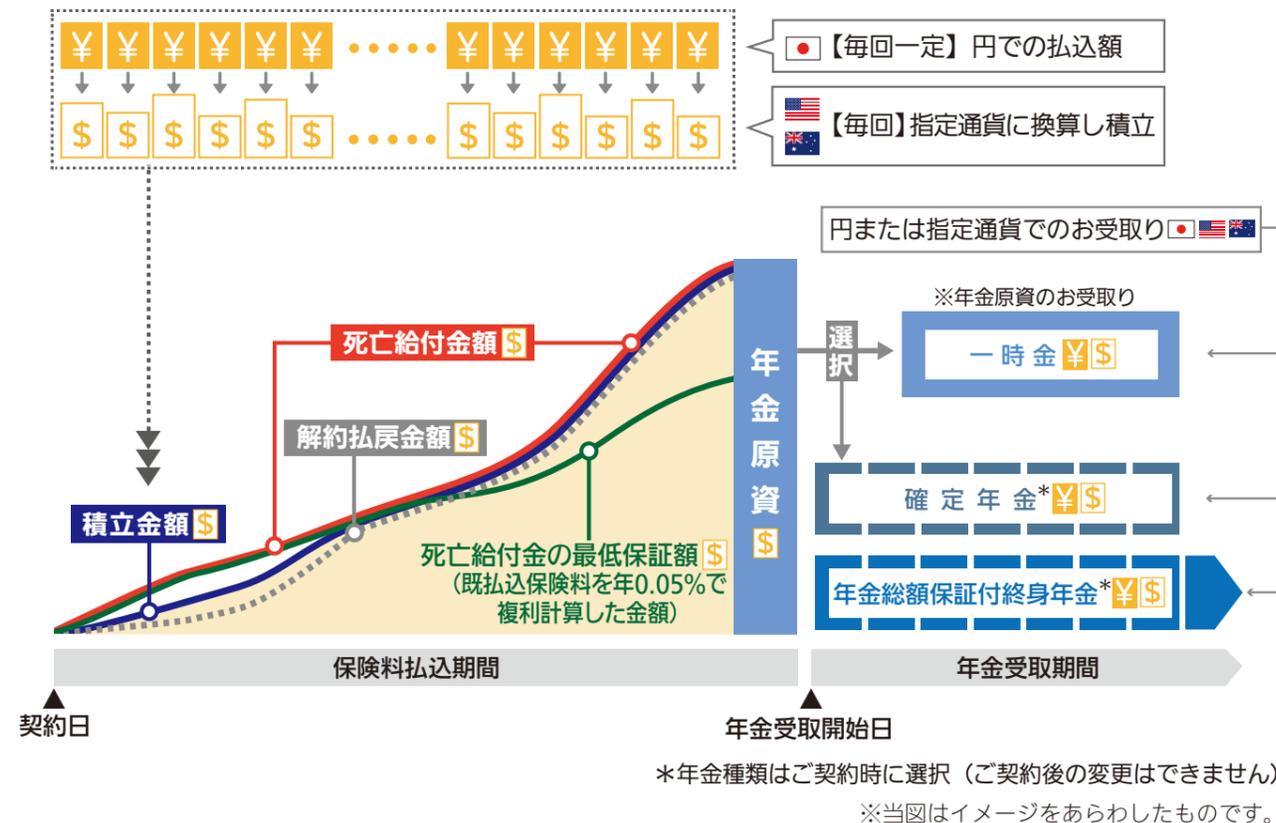
1 引受保険会社について

- 名称：ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
※この「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」において、以下「当社」といいます。
- 住所：〒141-6023 東京都品川区大崎2-1-1
- 電話：0120-770-837（カスタマーサービスセンター）
- ホームページ：www.nw-life.co.jp

2 この保険のしくみについて

- この保険の正式名称は、外貨建個人年金保険です。
- この保険は、保険料払込期間において年払または月払で保険料をお支払いいただき、被保険者が所定の年齢に達したときから、ご契約時に定めた年金種類、受取期間での年金をお受取りいただける外貨建の年金保険です。
- ご契約に適用される通貨（指定通貨）は、米ドルまたは豪ドルよりご指定いただきます。
- 毎回の保険料は一定額の円貨にてお支払いいただきます。
- お支払いいただいた保険料は、所定の為替レートで指定通貨に換算し、積立てます（積立てられる指定通貨建の金額は毎回変動します）。
- 年金受取開始日前に被保険者が亡くなられたときは、死亡給付金をお支払いします。
- 年金受取開始日前に解約された場合は、契約日から10年間は積立金額から解約控除額を差し引いた金額を、契約日から10年経過後は積立金額をお支払いします。

【しくみ図】



3 この保険の為替リスクについて

この保険は、為替相場の変動により、円換算された年金の受取総額や死亡給付金額等が、お支払いいただいた保険料円払込額の総額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

4 お客さまにご負担いただく費用があります。

くわしくは **注意喚起情報** 冒頭をご覧ください。

5 ご契約のお取扱いについて

契約年齢	0歳～70歳(契約日(責任開始日の翌月1日)における被保険者の満年齢)			
年金種類*1	確定年金、年金総額保証付終身年金			
保険料払込期間*1	10年～50年(1年単位)	据置期間*1	0年～10年(1年単位)	
年金受取開始年齢*1	10歳～85歳		※保険料払込期間満了時から年金受取開始日まで据え置く期間をご指定いただけます。	
指定通貨*1	米ドル、豪ドル			
保険料払込通貨	円(円換算払込特約(円払込額を定める場合の特則適用)が付加されます)			
保険料範囲(円払込額)	最低	月払: 20,000円、年払: 240,000円(1,000円単位)		
	最高	払込保険料累計見込額: 3億円*2		
高額割引	保険料(円払込額)が次の基準額を満たす場合、保険契約関係費に高額割引が段階的に適用され、適用のないご契約より積立金額が増加します。			
	基準額	年払(月払)		
		800,000円(67,000円)以上		
		500,000円(42,000円)以上		
※高額割引の適用可否の判定はご契約ごとに行い、他のご契約との通算は行いません。 ※円払込額の減額により基準額を満たさなくなった場合、高額割引の適用は受けられません。				
適用利率	契約時の予定利率が、保険料払込期間から年金受取期間を通じて適用されます。			
保険料払込経路 保険料払込方法	保険料払込経路		保険料払込方法	
			月払	
			毎月払	
			継続一括払(12ヵ月)	
		年払		
クレジットカード扱*3		○	○	○
送金扱(野村証券経由)		—	○	○
口座振替扱		○	○	○
※継続一括払の場合、毎月の保険料の払込にかえて、12ヵ月分の円払込額を毎年一括にてお申込みいただけます。				
※口座振替扱の場合、第1回保険料は指定金融機関口座への送金となります(継続一括払の場合、第1回保険料に第2回以後の保険料を含む12ヵ月分の送金となります)。				
■ 保険料(円払込額)は、保険料払込方法に応じて次のとおり指定通貨に換算し積立てます。				
保険料払込方法		払込回数	指定通貨への換算時期	
月払	毎月払	年12回	毎月	
	継続一括払(12ヵ月)	年1回		
年払			毎年	
※継続一括払において保険料のお払込みが不要となった場合、一括払された円払込額に残額があるときは、その残額を払戻します。				
※保険料払込経路によって、責任開始日が異なります。				
くわしくは  注意喚起情報 3 保障の開始時期(責任開始期)は以下のとおりです。をご覧ください。				

契約者	被保険者の3親等以内のご親族
死亡給付金受取人	被保険者の3親等以内のご親族から複数名お選びいただけます。 ※1%単位で合計が100%となるようご指定いただけます。
年金受取人	契約者または被保険者 ※継続年金受取人: 年金受取期間中に年金受取人が亡くなられた場合、あらかじめ指定した「継続年金受取人」に残りの期間の年金をお受取りいただけます。 「継続年金受取人」は、年金受取人の3親等以内のご親族から1名のみご指定いただけます。
その他取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者が入院中の場合は、ご加入いただけません。 保険料の増額、契約者貸付のお取扱いはありません。

- *1 ご契約後の、年金種類、保険料払込期間、年金受取開始年齢、据置期間、指定通貨の変更のお取扱いはありません。
*2 同一被保険者で当社所定の他の平準払込額年金保険契約がある場合、払込保険料累計見込額を通算して3億円を超えることはできません。
*3 1契約あたりの保険料が、月払の場合は100万円以下、継続一括払(12ヵ月)および年払の場合は1,000万円未満でのお取扱いとなります(将来変更されることがあります)。
※ 具体的なご契約内容については、「契約申込書(情報端末のお手続き画面を含みます)」に記入していただきますので、お申込みの際には、この「契約概要」と「契約申込書」にてご確認ください。

6 配当金について

この保険に配当金はありません。

7 保障内容(年金のお支払い)について

- 指定通貨(米ドル・豪ドル)または円で、ご契約時に定めた年金種類による年金、または一時金をお受取りいただけます。

いずれかでお受取り	ご契約時に定めた年金種類	<p>確定年金</p> <p>年金受取期間(5・10・20年)中、年金をお受取りいただけます。</p>
		<p>年金総額保証付終身年金</p> <p>被保険者のご存命の限り、年金をお受取りいただけます。年金原資に保証金額割合(100%・110%・120%)を乗じた金額の年金受取が保証されています。 ※受取保証部分の期間満了時の被保険者年齢が120歳を超えることはできません。</p>
		<p>一時金</p> <p>年金受取に代えて、年金原資を一時金でお受取りいただくこともできます。 ※年金受取開始時まで所定のお手続きが必要となります。</p>

※円での年金受取の場合は年金円換算支払特約、円での一時金受取の場合は円換算支払特約が付加されます。

- 1年間の年金の受取回数は、年1・2・4・6・12回のいずれかを選択することができます(年金受取開始時にご選択いただけます)。

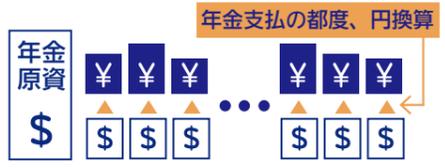
※年金の受取回数は、年金受取開始日以後に変更することができます。
※当社所定の範囲内での取扱いとなり、将来変更される可能性があります。

- 年金額のもととなる年金原資は年金受取開始日前日末まで確定しないため、年金額は年金受取開始日まで確定しません。なお、年金額は、契約日における予定利率や予定死亡率等に基づいて計算され算出されます。

8 保障内容(死亡給付金のお支払い)について

給付金の種類	お支払いする事由	お支払いする金額	お支払いできない場合の例 (お支払いに際しての制限事項)
死亡給付金	被保険者が 年金受取開始日前に 亡くなったとき	積立金額 (被保険者が亡くなった日の 属する月の末日(基準日)における額) ※ただし、既払込保険料相当額を 年0.05%で複利計算した金額の方 が大きい場合は、その額をお支払い します。	<ul style="list-style-type: none"> 責任開始の日からその日 を含めて3年以内に被保 険者が自殺した場合 重大事由によりご契約が 解除された場合 等

9 主な特約について

名称	特約付加の お申出時期 (請求人)	内容
円換算払込 特約	—	この保険には、円換算払込特約(円払込額を定める場合の特則適用)があらかじめ付加されます。 ※この特約を解約することはできません。
円換算支払 特約	給付金等の請求時 (契約者または死亡 給付金受取人)	解約払戻金および死亡給付金を円で受取ることができます。 ※解約払戻金を受取る場合は契約者、死亡給付金を受取る場合は死亡給付金受取人からのお申出により付加できます。
年金円換算 支払特約	契約時に 付加されます (契約者または 年金受取人)	毎回の外貨(指定通貨)建の年金を円で受取ることができます。 [イメージ図]  ※円での受取り後は、指定通貨での年金受取はできません。 ※この特約は、年金受取開始時のみ解約することができます。 ※この特約を付加しない場合は、生命保険募集人にお申出ください。

新為替 ターゲット 特約 ※年金円換算 支払特約の 付加が必要 です。	契約時に 付加されます (契約者または 年金受取人)	<ul style="list-style-type: none"> 年金受取日(為替判定日)の為替レートが、設定された為替レート(為替ターゲットレート)と同一または円安となった場合は円で年金を受取り、円高となった場合は指定通貨で据え置くことができます。 ご契約時に付加した場合の為替ターゲットレートは、変更のお申出がない限り、次の計算による損益分岐レートとなります。 損益分岐レート(1円単位) = 保険料円払込総額(円) ÷ 年金受取総額(指定通貨建) ※1円未満は切り上げ ※年金受取開始時以後、為替ターゲットレートは、50円~200円の範囲(1円単位)で変更することができます。 指定通貨で据え置かれた年金は、据置後の為替判定日において、為替ターゲットレートと同一または円安となった場合に、当社所定の利率により計算した利息とあわせて円による受取りとなります。 指定通貨で据え置かれた年金とその利息は、円または指定通貨で引出すことができます。 <p>※年金受取の最終分については、最後の為替判定日における為替レートが為替ターゲットレートより円高の場合、指定通貨による年金受取となります(据置年金があるときには、据置年金と利息の全額を含みます)。なお、年金受取人からのお申出により、円による受取りに変更することができます。</p> <p>※この特約を付加しない場合は、生命保険募集人にお申出ください。</p>
円建年金 移行特約	年金受取開始時 (年金受取人)	<p>年金受取開始時の年金原資を円で換算し、円建の年金に移行することができます。</p> <p>[イメージ図] </p> <p>※年金額は、円で換算した年金原資に基づき、年金受取開始日における予定利率、予定死亡率等により計算され算出されます。 ※移行後の年金種類や保証金額割合、年金受取期間は、移行前と同様となります。 ※移行後の年金額が10万円に満たない場合には移行できません。 ※年金総額保証付終身年金の場合、移行日における受取保証部分の期間満了時の被保険者年齢が120歳を超える場合には移行できません。</p>
保険契約者 代理特約	契約時以後 (契約者または 年金受取人)	<p>ご契約者が保険契約に関する手続きができない場合などに、保険契約者代理人が手続きを行うことができます。</p> <p>※受取人の変更など対象外となる手続きがあります。 ※この特約には「ご家族登録制度」が付帯されます。</p> <p>ご家族登録制度利用規程</p> 
指定代理 請求特約	契約時以後 (契約者または 年金受取人)	<p>年金受取人が年金を請求できない場合などに、指定代理請求人が年金の請求を行うことができます。</p> <p>※被保険者が年金受取人となるご契約の年金の請求が対象となります。</p>

次のページに続きます

個人年金 保険料税制 適格特約	—	<p>税制上の「個人年金保険料控除」の対象となる条件を満たす場合に付加されます。</p> <p>※税制上の条件を満たさず、この特約が付加されない場合は、お申込みいただく保険料は「一般の生命保険料控除」の対象となります。</p> <p>※この特約を解約することはできません。</p> <p>※この特約を付加しない場合は、生命保険募集人にお申出ください。</p> <p>所定の条件については、👉 注意喚起情報 13 税金のお取扱いについて をご覧ください。</p>
-----------------------	---	---

■ 特約の付加にあたっては、ご負担いただく費用はありません。

付加できる特約について、くわしくは👉 **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

■ 換算基準日と適用為替レートは以下のとおりです。

特約	対象	換算基準日	適用為替レート
円換算払込特約	第1回保険料(相当額)	当社が受領した日	TTM + 50銭
	第2回以後の保険料	払込期月の前月末日	
円換算支払特約	解約払戻金	必要書類が当社の本店に到着した日	TTM - 50銭
	死亡給付金		
年金円換算支払特約	年金	年金受取日または必要書類が当社の本店に到着した日の翌営業日のいずれか遅い日	TTM
	年金の一括受取	必要書類が当社の本店に到着した日の翌営業日	
円建年金移行特約	年金原資	年金受取開始日または必要書類が当社の本店に到着した日の翌営業日のいずれか遅い日	

※換算基準日が当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

※TTM(対顧客電信仲値)は、当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。なお、1日のうちにTTM(対顧客電信仲値)の公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

※為替レートは、当社カスタマーサービスセンターまたは当社ホームページにてご案内しております。なお、ご案内した為替レートは当日中のみ有効です。

※上記の為替レートは2023年1月現在のものであり、将来変更されることがあります。

10 解約払戻金について

- 年金受取開始日前にご契約を解約・減額された場合、解約払戻金をお受取りいただきます。
- 保険料を減額した場合、同じ割合で払込まれた保険料額、積立金額についても減額されます。また、減額分は解約したものととして取扱います。なお、減額後の保険料が下記の金額を下回る場合は、お取扱いできません。
月払契約の場合：20,000円 年払契約の場合：240,000円
※保険料が一括払されている期間中の減額は、お取扱いできません。
※個人年金保険料控除の対象となっているご契約(「個人年金保険料税制適格特約」が付加されているご契約)の場合、減額による払戻金のお支払いはありません。この場合、年金受取開始時まで当社所定の利率で積立、年金額の買増しにあてられます。
- 解約払戻金額は、契約日からの経過月数(月払契約の場合は保険料をお払込みいただいた月数)に応じて次のとおりとなります。
※解約日(計算基準日)は、完備された解約請求書類が当社に到着した日となります。

経過月数	解約払戻金額
120ヵ月以上	積立金額と同額 ※解約控除はかかりません。
120ヵ月未満	積立金額から解約控除額(積立金額の36%~0.3%、10年間)を差し引いた金額 解約控除額 = 解約時の積立金額 × 36% × (1 - 経過月数 / 120)

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

⚠️ お客さまにご負担いただく費用について

この保険にかかる費用は、保険契約関係費と年金管理費の合計額となります。また、外国通貨のお取扱いに必要な費用や解約時にご負担いただく費用があります。

【保険契約関係費】

ご契約の締結や維持にかかる費用として、お払込みの保険料から控除します。また、ご契約後も定期的にご契約の締結や維持に必要な費用および死亡保障に必要な費用等を控除します。保険契約関係費は、契約年齢、性別等により異なりますので、一律には記載できません。

【年金管理費】

年金支払時の費用（年金管理費）として、年金額の1%を上限に毎年の年金支払日に積立金から控除します。年金管理費は、年金支払開始時に定まり、年金支払期間を通じて適用されます。

【外国通貨のお取扱いに必要な費用】

円貨建の保険料を外貨に換算する際や外貨建の死亡給付金等を円貨でお受取りする際、為替レートとTTM(対顧客電信仲値)*との差額を、為替手数料としてご負担いただきます。

円貨建の保険料を外貨に換算する際の為替レート	TTM + 50銭
外貨建の死亡給付金等を円貨でお受取りする際の為替レート	TTM - 50銭

* TTM(対顧客電信仲値)は、当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。

※上記の為替レートは2023年1月現在のものであり、将来変更されることがあります。

※年金等を外貨でお受取りになる際やその外貨を円貨に交換してお引出しする際に、金融機関所定の手数料等が必要となる場合があります。手数料等の詳細につきましては、取扱金融機関にご確認ください。

【解約・減額時にご負担いただく費用】

解約・減額される場合には、契約日から10年間は契約日から解約・減額の計算基準日までの経過月数（月払契約の場合は保険料をお払込みいただいた月数）に応じて、次の金額を積立金から控除します。

解約（減額）控除額	$\text{解約（減額）時の積立金額} \times 36\% \times (1 - \text{経過月数} / 120)$ <p>*減額の場合は、減額する部分の積立金額</p>
-----------	---

⚠️ 為替リスクについて

この保険は、為替相場の変動により、円換算された年金の受取総額や死亡給付金額等が、お払込みいただいた保険料円払込額の総額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

※上記の「為替リスクについて」をよくご確認ください、ご加入にあたっては、余裕資金をもってお願いいたします。

1 クーリング・オフ制度（お申込みの撤回等）の対象となります。

- 保険契約の申込者またはご契約者（以下「申込者等」といいます）は、保険契約の申込日から起算して8日以内であれば、申込者等からの書面（郵送）または電磁的記録（電子メール）によるお申出により、その保険契約のお申込みの撤回または解除（以下「お申込みの撤回等」といいます）をすることができます。



※クーリング・オフ可能期間には、土・日・祝日等の休日を含みます。

- 保険契約のお申込みの撤回等の主な方法、申出先、取扱期限は以下のとおりとなります。

主な方法	申出先	取扱期限
書面（郵送）	〒141-6023 東京都品川区大崎2-1-1 ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター宛	8日以内の消印まで有効
電磁的記録（電子メール）*	co@nw-life.co.jp	8日以内の当社到達まで有効

* 当社ホームページ上からでも、電子メールによるお申出が可能です。ご不明点などございましたら、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

- 「保険契約のお申込みの撤回等をする旨」のほか、申込者等の氏名（書面の場合は自署）・住所・電話番号、被保険者の氏名、申込番号または証券番号、払込保険料（払込通貨）、募集代理店名、保険料の返金先口座（申込者等の本人名義）、申出日を明記してください。

- 募集代理店へお申出いただいても、クーリング・オフ制度は適用されませんのでご注意ください。

- 保険契約のお申込みの撤回等があった場合は、当社は申込者等に対し、お払込みいただいた金額を全額お返しします。

※第1回保険料（相当額）をクレジットカードによりお払込みの場合、当社でクレジットカードの有効性等の確認ができた日を第1回保険料（相当額）の払込日とします。この場合、カード会社からお客さまに請求がなされた場合のみ、お返しします。

■ 次の場合には、保険契約のお申込みの撤回等を行うことはできません。

- ① 申込者等が法人の場合、または個人事業主（雇用主）が事業としてご契約された場合
- ② 債務の履行を担保するための保険契約である場合
- ③ 既契約の内容変更である場合

■ 当社は、申込者等に対し、保険契約のお申込みの撤回等に伴う損害賠償または違約金その他の金銭のお支払いを請求しません。

■ 保険契約のお申込みの撤回等の書面の発信時または電子メールの当社到達時に死亡給付金等の支払事由が生じている場合には、保険契約のお申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、保険契約のお申込みの撤回等の書面の発信時または電子メールの当社到達時に、申込者等が死亡給付金等の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

2 健康状態や職業について、告知いただく必要はありません。

■ ご契約のお申込みにあたって、被保険者の健康状態や職業についてお知らせ（告知）いただく必要はありません。

■ 被保険者が入院または余命宣告を受けている場合はお引受けができません。

※入院は一時帰宅、リハビリ入院を含み、入院予定が明らかな場合も同様のお取り扱いとなります。

3 保障の開始時期（責任開始期）は以下のとおりです。

■ 当社がご契約をお引受けすることを決定（承諾）した場合は、当社は申込日以後、第1回保険料（相当額）を受取った時からご契約上の責任を負います。第1回保険料（相当額）の保険料払込経路による責任開始の日は、次のとおりです。

保険料払込経路	責任開始の日
クレジットカード扱	当社がクレジットカードの有効性等の確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料のお払込みを承諾した日（最短で申込日当日）
送金扱（野村証券経由）	野村証券が、当社への振込処理を行った日（最短で申込日の翌営業日）
口座振替扱 （第1回保険料は 指定金融機関口座への送金）	お振込みいただいた第1回保険料（相当額）が当社に着金した日（最短で申込日当日） ※別途、第2回以後の保険料にかかる「保険料預金口座振替依頼書」をお客さまより当社宛に直接ご郵送いただく必要があります。当社において「保険料預金口座振替依頼書」の到着が確認できるまでご契約は有効に成立しませんのでご注意ください。

■ 契約日は、責任開始の日の属する月の翌月1日となります。

■ 募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

■ ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、当社の承諾が必要になることがあります。

4 次の場合、死亡給付金等をお支払いできないことがあります。

■ 免責事由に該当した場合

- 責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺
- ご契約者または死亡給付金受取人の故意 等

■ 重大事由による解除の場合

- ご契約者または死亡給付金受取人が死亡給付金を詐取する目的で事故を起こした（未遂を含みます）とき
- ご契約者、被保険者、死亡給付金受取人または年金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき 等

■ ご契約者が死亡給付金を不法に取得する目的等でご契約を締結され、ご契約が無効となった場合

■ ご契約者または被保険者の詐欺によりご契約を締結され、ご契約が取消しとなった場合

■ 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

くわしくは  [ご契約のしおり・約款](#) をご覧ください。

5 保険料の払込猶予期間、ご契約の失効、復活について

■ 保険料は払込期月（保険料をお払込みいただく月）内にお払込みください。なお、払込期月内にお払込みの都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。

■ 払込猶予期間は、払込期月の翌月初日から末日までです。

■ 払込猶予期間内にお払込みがないと、ご契約は失効します。

ただし、契約日から120ヵ月経過し、その期間に対応する保険料が払込まれているご契約の場合、保険料払込が困難になられたときでも、次の方法でご契約を有効に継続することができます。

- 保険料払込の自動停止（保険料払込がないまま払込猶予期間を経過した場合、自動的に停止）
- 保険料払込の停止*（ご契約者からのお申出によるお払込みの停止）

*保険料が一括払されている期間中は、お取り扱いできません。

※保険料のお払込みは再開することができます。

※保険料のお払込みがあった場合と比べて、積立金額は少なくなります。

■ いったん失効したご契約でも、失効後3ヵ月以内であれば、ご契約の復活を申込むことができます。

※当社の指定した日までに延滞保険料とこれに対する当社所定の利率による利息のお払込みが必要となります。

くわしくは  [ご契約のしおり・約款](#) をご覧ください。

6 ご契約の消滅時は未経過期間に対応する保険料の払戻しはありません。

解約や死亡給付金のお支払い等により、ご契約が保険料期間の途中で消滅した場合、未経過期間に対応する保険料相当額の払戻しはありません。

7 お支払いに関する手続き等について、次の点にご留意ください。

- お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金等のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社のカスタマーサービスセンターまでご連絡ください。
- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、死亡給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合、および死亡給付金等のお支払期限については、「ご契約のしおり・約款」に記載されておりますので、あわせてご確認ください。
- 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には必ずご連絡ください。
- 保険契約者代理特約を付加された場合は、保険契約者代理人に対し、契約内容および対象となる手続きについて代理で手続きできる旨、お伝えください。
- 指定代理請求特約を付加された場合は、指定代理請求人に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

保険契約者代理特約、指定代理請求特約について、くわしくは  **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

8 この保険は、外貨建であるため、為替相場の変動による影響（為替リスク）を受けます。

円でのお支払いやお受取りをする際、為替相場の変動により次のような影響を受けます。

- 円建の保険料を指定通貨に換算する際、指定通貨建の金額は適用される為替レートの変動に応じてお支払のたびに変動（増減）します。
- 外貨建の年金、死亡給付金等を円に換算してお受取りになる際、その受取額は適用される為替レートの変動に応じて変動（増減）します。

▼適用為替レートの変動に応じた保険料、年金額の変動(増減)の例(米ドル建の場合)

○ 保険料円払込額：24万円の場合

	第1回保険料	第2回保険料	第3回保険料
適用される為替レート	1米ドル=80円	1米ドル=100円	1米ドル=120円
米ドルに換算した保険料	3,000米ドル	2,400米ドル	2,000米ドル

○ 年金額：5,000米ドルの場合

	第1回年金額	第2回年金額	第3回年金額
適用される為替レート	1米ドル=110円	1米ドル=100円	1米ドル=90円
円に換算した年金額	55万円	50万円	45万円

9 解約されたときの解約払戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額になることがあります。

お払込みいただいた保険料の一部が、ご契約の締結・維持、死亡保障に必要な費用等にあてられるため、また、契約日より10年未満の解約の場合には解約控除があるため、解約払戻金はお払込保険料の合計額よりも少ない金額となる場合があります。

解約払戻金額の計算方法について、くわしくは  **契約概要** **10 解約払戻金について** をご覧ください。

10 保険会社の業務又は財産の状況変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

- 当社は「生命保険契約者保護機構」に加入しています。
- 生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、ご契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

11 この保険は生命保険商品です。

この保険はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。

12 現在加入されている保険契約を解約・減額して、新たな保険契約に加入されるときには、一般的に次のような場合、ご契約者にとって不利益となる場合があります(該当の場合のみご確認ください)。

- 多くの場合、解約払戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約・減額された場合、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことがあります。
- 現在ご加入されている保険契約を解約された場合、新たな保険契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

13 税金のお取り扱いについて

■ 税務のお扱いは2023年1月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取り扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

〈保険料について〉

■ お申込みいただいた保険料は「生命保険料控除」の対象となります。次の条件をすべて満たすご契約であれば「個人年金保険料控除」の対象となり*、それ以外の場合は「一般の生命保険料控除」の対象となります。

*「個人年金保険料税制適格特約」が付加されたご契約となります。

○「個人年金保険料控除」の対象となる条件

- ①年金受取人はご契約者またはその配偶者のいずれかであること
- ②年金受取人は被保険者と同一人であること
- ③保険料払込期間が10年以上であること
- ④年金種類が確定年金の場合、年金受取開始日における被保険者の年齢が60歳以上で、かつ、年金受取期間が10年以上であること

※上記の条件をすべて満たしていても「一般の生命保険料控除」の対象となるご契約を希望される場合は、生命保険募集人にお申出ください。

■ 「生命保険料控除」の対象となる保険料は、1月から12月まで*にお申込みいただいた円による保険料の合計額となります。

*第1回保険料は契約日の属する月が基準となります。

※保険料をまとめて払い込んだ場合、その年中において払込の期日が到来した保険料が、その年に払い込んだ保険料の額として、生命保険料控除の対象となります。

■ お払込保険料の一定額をその年の所得から差し引くことができ、控除額は次のとおりとなります。

控除額 (年間払込保険料：80,000円を超える場合)	所得税	住民税
	40,000円	28,000円

〈年金支払開始日前〉

■ 解約払戻金に対する課税

解約払戻金と既払込保険料の差額が、所得税（一時所得）・住民税の対象となります。

■ 死亡給付金に対する課税

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税*
本人	配偶者または子	本人	所得税（一時所得）+ 住民税
本人	配偶者（または子）	子（または配偶者）	贈与税

*契約者（＝保険料負担者）と被保険者が同一人で、死亡給付金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金と合算の上、「生命保険金の非課税枠（500万円×相続税法で定める法定相続人数）〈相続税法第12条〉」が適用されます。

〈年金支払開始日以後〉

■ 年金に対する課税（契約者＝年金受取人の場合）

年金種類	年金の受取時	未払年金の一括受取時
確定年金	所得税（雑所得）+ 住民税	所得税（一時所得）+ 住民税
年金総額保証付終身年金		所得税（雑所得）+ 住民税

※契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取開始時に年金受給権の評価額に対し贈与税が課税されます。また、毎年の年金受取時に所得税（雑所得）・住民税が課税されます。

■ 2013年1月1日から2037年12月31日までの所得について、所得税とあわせて復興特別所得税として「基準所得額 × 2.1%」が課税されます。

〈税務取扱上の換算基準日と適用為替レート〉

この保険は日本において契約される生命保険契約であることから、税金のお取り扱いにつきましては、一般的に下記の基準により外貨を円に換算したうえで、円建の生命保険と同様に取扱います。

対象		換算基準日	適用為替レート*1
保険料		円でのお払込額を基準とします。	
外貨で受取る場合*2	死亡給付金	相続税・贈与税の対象となる場合	支払事由発生日 TTB（対顧客電信買相場）
		所得税の対象となる場合	支払事由発生日 TTM（対顧客電信仲値）
	年金	贈与税の対象となる場合	年金支払開始日 TTB（対顧客電信買相場）
		所得税の対象となる場合	年金支払日 TTM（対顧客電信仲値）
解約払戻金		必要書類の当社到着日	TTM（対顧客電信仲値）

*1 当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における最終の値となります。

*2 特約の付加により円でお受取りになる場合は、当社所定の為替レートによる円換算額を基準とします。

14 ご契約の生命保険に関するご相談窓口

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談については下記へご連絡ください。

ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター

 **0120-770-837**

受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00

※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただきます。

15 指定紛争解決機関 （一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」）

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）。
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。